

## 平成22年4月から 水道料金が変わります

平成22年4月検針分（3月使用実績）から追分地区の水道料金が変わります。この変更は、旧町の料金格差は正や浄水場や配水池、水道管の更新等維持管理費の増加による収支の均衡を図るもので、平成19年9月1日改正の安平町簡易水道事業給水条例による段階的な料金改正です。なお、早来地区の水道料金や下水道使用料については変更ありません。

※減額措置を実施しています。世帯主が65歳以上で、1カ月の水道使用量が4m<sup>3</sup>以下の次の世帯は減額措置の対象となります。

- (1) 町民税非課税の世帯
  - (2) 世帯主の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円未満の世帯
- 減額措置を受けるには、申請が必要です。詳しくは、水道課にお問い合わせください。問合せ 安平町水道課上下水道経営室 ☎2730

平成22年4月分以降の料金、（ ）内は変更前の料金

用途	水量	基本料金（1カ月につき）							超過料金 （超過水量1m <sup>3</sup> につき）
		13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	
家庭用	8m <sup>3</sup> まで	1,860円 (1,690円)	1,880円 (1,710円)	1,920円 (1,750円)		2,170円 (2,000円)			210円 (189円)
営業用	16m <sup>3</sup> まで	3,540円 (3,200円)	3,560円 (3,220円)	3,600円 (3,260円)		3,850円 (3,510円)	4,410円 (4,070円)	4,760円 (4,420円)	210円 (189円)
事務所 団体用	16m <sup>3</sup> まで	3,540円 (3,200円)	3,560円 (3,220円)	3,600円 (3,260円)	3,800円 (3,460円)	3,850円 (3,510円)	4,410円 (4,070円)	4,760円 (4,420円)	210円 (189円)
浴場用	80m <sup>3</sup> まで					12,250円 (11,410円)	12,810円 (11,970円)	13,160円 (12,320円)	147円 (136円)
営農用	8m <sup>3</sup> まで	1,860円 (1,690円)	1,880円 (1,710円)	1,920円 (1,750円)		2,170円 (2,000円)	2,730円 (2,560円)	3,080円 (2,910円)	210円 (189円)
臨時用	16m <sup>3</sup> まで	3,540円 (3,200円)	3,560円 (3,220円)	3,600円 (3,260円)		3,850円 (3,510円)	4,410円 (4,070円)	4,760円 (4,420円)	210円 (189円)

## 生活福祉資金と 臨時特例つなぎ資金のご案内

生活福祉資金は、低所得世帯、しょうがい者世帯または高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談・支援により、経済的自立及び生活意欲の助長促進等を図り、安定した生活を目指すことを目的としています。

### ご利用いただける方

・低所得世帯、しょうがい者世帯、高齢者世帯

### 連帯保証人

・原則として連帯保証人を1名立てていただきます。ただし、貸付資金の種別により連帯保証人を立てない場合でも貸付を受けることができます。

### 民生委員等の相談支援

・この資金は生活の安定や建て直しを図ることを目的としていることから、民生委員、相談員、関係機関の相談支援を受けていただきます。

### 貸付資金の種別

#### ①総合支援資金

・生活再建までの間に必要な生活費用、住宅入居費等

#### ②福祉費

・日常生活を送る上で、または自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれる経費

#### ③教育支援資金

・就学支度費、高等学校・大学等の就学に必要な経費

#### ④不動産担保型生活資金

・不動産を担保とし、将来にわたり住居に住み続けるための生活費

### 臨時特例つなぎ資金

公的給付制度等を申請している住居の無い離職者に対して、給付金等の交付を受けるまでの当面の生活費を10万円以内、無利子、保証人不要で貸付を行います。

### 申込み・問合せ

社会福祉協議会 本所☎3061 追分支所☎2263